

仙北市と株式会社わらび座との包括連携に関する協定書

仙北市（以下「甲」という。）と株式会社わらび座（以下「乙」という。）は、「小さな国際文化都市～市民が創る誇りあるまち～」の実現に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は「小さな国際文化都市～市民が創る誇りあるまち～」の実現に向けて、双方の資源の有効活用を図りながら、劇団、劇場を中心にした文化芸術に関する事業と連携し、地域活性化に寄与することを目的とする。

（誠実対応義務）

第2条 前条の目的達成のため、甲、乙は互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に連携事業を行う。

（連携協力事項）

第3条 甲、乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる地域振興を図るための具体的事項について連携及び協力する。なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲、乙で協議の上、決定するものとする。

- （1） 仙北市の文化振興に関すること。
- （2） 仙北市の国際交流に関すること。
- （3） 仙北市の移住・定住に関すること。
- （4） 仙北市の観光振興に関すること。
- （5） 仙北市の健康増進に関すること。
- （6） 災害対策に関すること。
- （7） その他第1条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

（連絡調整）

第4条 甲、乙はこの協定による連携の円滑な推進と、連携事業の企画立案及び進行管理のために、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を行う。

（確認事項）

第5条 甲、乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙と甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の変更)

第6条 甲、乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲、乙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印して、各1通を保有するものとする。

平成28年 3月 23日

甲 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
仙北市長 門脇 光浩

乙 秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田430
株式会社 わらび座
代表取締役会長 小島 克昭

立会人 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
仙北市議会議長 青柳 宗五郎